

吸収合併に関する事後備置書類

会社法第 801 条第 1 項および
会社法施行規則第 200 条に規定する
事後開示事項

リスクモンスター株式会社

2022 年 4 月 1 日

吸収合併に関する事後備置書類

東京都中央区日本橋二丁目 16 番 5 号
リスクモンスター株式会社
代表取締役 藤本太一

リスクモンスター株式会社（本店：東京都中央区日本橋二丁目 16 番 5 号）を吸収合併存続会社（以下、「存続会社」といいます。）、サイバックス株式会社（本店：東京都中央区日本橋二丁目 16 番 5 号）を吸収合併消滅会社（以下、「消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）に関しまして、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の規定に基づき事後開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022 年 4 月 1 日

2. 消滅会社における法定手続の経過

（1）吸収合併の差止請求手続

消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続

消滅会社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

（3）株主への通知手続

2022 年 3 月 1 日に会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき通知を行いました。

（4）新株予約権買取請求手続

消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、当該手続を行う必要はありませんでした。

（5）債権者保護手続

2022 年 2 月 21 日に会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき官報および電子公告の方法により公告をしましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過

（1）吸収合併の差止請求手続

存続会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

存続会社に対し、株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 株主への通知手続

2022 年 2 月 21 日に会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき電子公告の方法により公告をしました。

(4) 債権者保護手続

2022 年 2 月 21 日に会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき官報および電子公告の方法により公告をしました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日に、消滅会社の一切の資産および負債その他全ての権利義務を承継しました。

5. 消滅会社の事前備置書類に関する事項

別紙の消滅会社の「吸収合併に関する事前備置書類」に記載のとおりです。

6. 吸収合併の登記をした日

2022 年 4 月 1 日

7. 前各項のほかに吸収合併に関して重要となる事項

該当事項はありません。

以上

(別紙)

吸収合併に関する事前備置書類

会社法第 782 条第 1 項および
会社法施行規則第 182 条に規定する
事前開示事項

サイバックス株式会社

2022 年 2 月 21 日

吸収合併に関する事前備置書類

東京都中央区日本橋二丁目 16 番 5 号
サイバックス株式会社
代表取締役 藤本太一

リスクモンスター株式会社（本店：東京都中央区日本橋二丁目 16 番 5 号）を吸収合併存続会社（以下、「存続会社」といいます。）、サイバックス株式会社（本店：東京都中央区日本橋二丁目 16 番 5 号）を吸収合併消滅会社（以下、「消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）に関しまして、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条の規定に基づき事前開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本件合併に際し、存続会社は、効力発生時点の消滅会社の株主名簿に記載された株主（存続会社を除く。）に対し、総額金 15,000,000 円の金銭を交付し、その所有する消滅会社の株式 1 株につき金 25,000 円の割合をもって金銭を割当て交付します。

当該金銭対価については、消滅会社の直近の監査済決算書である 2021 年 3 月 31 日における貸借対照表の純資産額に基づいた 1 株当たり純資産額により算定しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 存続会社についての計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 消滅会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社および消滅会社の直近の貸借対照表を基礎に、本件合併が効力を生ずる日における存続会社の資産、負債および純資産の額を算定したところ、債務の履行を確保するために十分な純資産が存在すると見込まれること、ならびに今後の事業展開等を勘案し、本件合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務について、履行の見込みに問題はないものと判断します。

8. 事前開示開始日後の前各項に関する変更事項

変更が生じたときは、ただちに開示いたします。

以上